

国立大学法人浜松医科大学における研究費不正使用防止対策基本方針

令和4年11月22日
内部統制委員会（役員会）決定

（趣旨）

1. 本基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日最終改正）の目的を踏まえ、国立大学法人浜松医科大学（以下「本学」という。）における研究費の使用について、不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（責任体制の明確化）

2. 本学における研究費を適正に使用、運営及び管理するため、「最高管理責任者」「統括管理責任者」「コンプライアンス推進責任者」及び各講座等の主任教員が不正防止対策に責任を持ち、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体制を学内に周知するとともに学外に公表する。

（ルール of 明確化と意識の向上）

- 3-1. 本学における研究費の使用及び事務手続きに関するルールについて、明確かつ統一的な運用を図り、研究費の使用に関わる全ての構成員に周知する。
- 3-2. 研究費使用の不正防止対策としてコンプライアンス教育及び啓発活動を実施し、意識の向上を図るとともに、関連する法令や学内規則等を遵守する誓約書の提出を求める。
- 3-3. 不正使用に関する告発等の取り扱い、調査、公表及び懲戒等に関する規則を整備し、学内外に周知する。

（不正防止計画の策定と実施）

- 4-1. 研究費の不正使用を未然に防ぐため、不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画を策定し、実施する。
- 4-2. 内部監査及びモニタリング等の結果を踏まえて、定期的に不正防止計画を見直し、その内容について、必要に応じて学内規則等に反映させる。

（モニタリング）

5. 研究費の不正使用防止対策が十分機能しているか確認できるモニタリング体制を整備する。